あん摩・マッサージ・はり・きゅうのかかり方

あん摩・マッサージ・はり・きゅうの施術で、一定の要件を満たす場合は健康保険を使うことができます。

施術のかかり方を正しくご理解いただき、適正な受診にご協力をお願いします。

施術を受けられたら、領収証は医療費控除の確定申告をする際に必要となりますので、必ず受取り大切に保管してください。

あん摩・マッサージ

健康保険が使える場合

○筋マヒ･関節拘縮（関節のこわばり）等であって、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的とする医療マッサージ。

- 脳血管障害等のマヒによる半身マヒ等
- その他のマヒによる症状の改善

健康保険が使えない場合

×日常生活からくる疲れ、体調不良や単なる肩こり
×スポーツなどによる筋肉疲労
×疲労回復目的のマッサージ代わりの利用
×疾病予防のためのマッサージ
×整体やカイロプラクティック など

※医師の同意が必要です。

初回申請時には、医師の同意書を添付してください。
（同意書は有効期限があります。施術を継続して受ける場合は、必ず同意を受けてください。）

はり・きゅう

健康保険が使える場合

○慢性的な疼痛を主症とし、医師による適当な治療手段がなく、医学的見地から、はり師・きゅう師の施術を受けることについて、医師が必要と認め、同意した場合のみとなります。

- **神経痛**
- **リウマチ**
- **頸腕症候群**
- **五十肩**
- **腰痛症**
- **頸椎捻挫後遺症**

※神経痛やリウマチなどと同一はんちゅうと認められる疾患についても、健康保険が使える場合があります。

健康保険が使えない場合

×上記以外は原則として健康保険が使えません。

※医師の同意が必要です。

初回申請時には、医師の同意書を添付してください。
（同意書は有効期限があります。施術を継続して受ける場合は、必ず同意を受けてください。）